
プロジェクト **収益認識**

項目 **今後の進め方に関する論点の整理と専門委員及び専門委員長の選退任について**

概要

1. 収益認識基準の開発については、2015 年 3 月 20 日に開催された第 308 回企業会計基準委員会において審議を行った結果、収益認識専門委員会を再開したうえで、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討に着手することが了承された。
2. 我が国における収益認識基準の開発に向けた検討の着手にあたって、事務局は、プロジェクトの進め方に関して、以下の項目について検討を行っており、ご意見をお伺いしたい。

会計基準の開発の手順

3. IFRS 第 15 号の収益認識のアプローチは、これまでの我が国における実務と異なる新しいアプローチであり、我が国に導入するにあたっては、まず、十分な理解と論点の把握を行うことが必要であると考えられる。専門委員会において、当面、以下の手順で議論を行ってはどうか。
 - (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
 - (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
 - (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表
4. 第 3 項(2)の「IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出」について
 - 以下のような検討を行うことが考えられる。
 - これまでの実務と大きく異なることとなる取引
 - 実務上の困難さが想定される取引
 - 上記を把握する方法としては、以下が考えられる。
 - 諸外国における適用上の課題の検討状況を確認する。具体的には、IASB と FASB が共同して設置した移行リソースグループ（以下「TRG」という。）の論点を確認する。
 - 会計、監査の知見を有する日本公認会計士協会に論点の報告を依頼する。
 - 影響を受けることが想定される作成者に対してアウトリーチを実施する。
 - 実務上の困難さには、関連諸制度との関係も含む。
5. 第 3 項(3)の「適用上の論点の把握のための文書の公表」について
 - 収益認識基準は、基本的にすべての企業の会計処理に影響し、その影響も業種、

企業ごとに多様であることが想定される。よって、プロジェクトの初期の段階で、論点を可能な限り把握するために、IFRS 第 15 号の概要と仮に当該基準の内容を我が国における収益認識基準として導入した場合に生じ得る主な論点を示した文書を公表し、適用上の論点を広く募ることとしてはどうか。文書の公表時期は、本年内を想定してはどうか。

(IASB が行う、「情報要請 (Request for information)」のようなものを想定している。)

全体のスケジュール

- IFRS 第 15 号及び米国基準 Topic 606 は 2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から強制適用される。IFRS 第 15 号では早期適用が認められているが、米国基準 Topic 606 では認められていない。

ただし、FASB は米国基準 Topic 606 の強制適用日を 1 年延期すると共に、現在の強制適用日からの早期適用を新たに認める内容の公開草案を 2015 年 4 月 29 日に公表している (コメント募集期限は 2015 年 5 月 29 日)。一方、IASB も 2015 年 4 月開催の会議で、IFRS 第 15 号の強制適用日を 1 年延期すると共に、早期適用を引き続き認める暫定決定を行っており、2015 年 5 月中旬に当該公開草案の公表が予定されている。

- 我が国において指定国際会計基準を任意適用する企業が増加しており、これまでの議論において、これらの企業及び米国会計基準を利用する企業から、IFRS 第 15 号の強制適用日までに我が国においても収益認識基準を開発すべきとの意見が聞かれている。

一方で、広範な業種、企業に重要な影響を与える可能性があるため、慎重に進めるべきとの意見も聞かれている。

- 現状では、全体の論点の量や深さを想定することが難しく、プロジェクトの完了目標を定めることは難しいと考えられるが、延期後の IFRS15 号及び米国基準 Topic 606 の強制適用日 (2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度) を念頭においてプロジェクトを進めることとしてはどうか。

開発すべき会計基準の内容

- これまで行ってきたコンバージェンスについては、国際的な会計基準との同等性を確保する観点も踏まえ、基本的に、文言レベルまでの一致はせず、会計処理によって得られる結果が大きく国際的な会計基準と異なる程度のものでしてきた。
- 一方で、今回の収益認識基準については、IFRS 第 15 号及び米国基準 Topic 606 が、基本的に文言レベルまで統一されており、また、連結において IFRS や米国会計基準

を利用する企業からは、単体においても、同様の内容の基準を用いることのニーズが聞かれる。

11. これらの開発すべき会計基準の内容に関する論点については、適用上の論点を把握する過程で検討を行っていくこととしてはどうか。

専門委員の選退任

12. 別紙のとおり、適用上の論点を適切に把握するために、収益認識専門委員会の専門委員の選退任を行い増員することとしてはどうか。

以 上

別紙 専門委員会の専門委員の選退任（案）

○収益認識専門委員会

（敬称略）

選任	専門委員長 専門委員	小賀坂 敦	企業会計基準委員会 副委員長（常勤）
選任	専門委員	稲村 敦志	住友商事株式会社 総合経理部 部長代理 アカウントイングリサーチチームリーダー
選任	専門委員	坂口 和宏	富士通株式会社 財務経理本部 経理部 財務企画部 マネージャー
選任	専門委員	貝増 眞	日本証券アナリスト協会 理事・教育第1企画部長
選任	専門委員	古内 和明	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
選任	専門委員	辻野 幸子	有限責任あずさ監査法人 公認会計士
選任	専門委員	関口 智和	企業会計基準委員会 委員（常勤）
選任	専門委員	原 寛	企業会計基準委員会 研究員
退任	専門委員長	新井 武広	企業会計基準委員会 副委員長（常勤）
退任	専門委員	大久保 孝一	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
退任	専門委員	島 義浩	有限責任あずさ監査法人 公認会計士

(参考) 上記の選退任後の収益認識専門委員会の名簿

(専門委員長)

小賀坂 敦	企業会計基準委員会 副委員長 (常勤)
-------	---------------------

(専門委員)

稲村 敦志	住友商事株式会社 総合経理部 部長代理 アカウンティングリサーチチームリーダー
山床 眞一	新日鐵住金株式会社 財務部 決算室主幹
長谷川 勲	株式会社日立製作所 財務統括本部 財務一部 部長代理
渡辺 英人	清水建設株式会社 経理部長
坂口 和宏	富士通株式会社 財務経理本部 経理部 財務企画部 マネージャー
熊谷 五郎	みずほ証券株式会社 経営調査部 上級研究員
貝増 眞	日本証券アナリスト協会 理事・教育第1企画部長
古内 和明	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
辻野 幸子	有限責任あずさ監査法人 公認会計士
中條 恵美	新日本有限責任監査法人 公認会計士
鈴木 理加	あらた監査法人 公認会計士
桜井 久勝	神戸大学 大学院経営学研究科 教授
佐々木 隆志	一橋大学 商学部大学院商学科研究科 教授
辻山 栄子	早稲田大学 商学大学院 教授
新井 武広	企業会計基準委員会 副委員長 (常勤)
関口 智和	企業会計基準委員会 委員 (常勤)
紙谷 孝雄	企業会計基準委員会 ディレクター (総括担当)
原 寛	企業会計基準委員会 研究員

以上